

廿日市市新宮島水族館（仮称）整備事業

基本協定書（案）

平成 20 年 6 月

広島県 廿日市市

廿日市市新宮島水族館（仮称）整備事業

基本協定書（案）

廿日市市新宮島水族館（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）に関し、廿日市市（以下「市」という。）と〔（応募企業又は応募グループの構成員会社）〕（以下「優先交渉権者」という。）及び〔（応募企業又は応募グループの協力会社）〕（以下「協力会社」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本件事業に関し、〔（応募企業又は応募グループの構成員会社）〕が優先交渉権者として選定されたことを確認し、市と、優先交渉権者が第3条の規定に基づき設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）とが、本件事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。なお、廿日市市議会の議決を経るまでは「事業仮契約」という。）を締結することに向けた市、優先交渉権者及び協力会社の義務を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 市並びに優先交渉権者及び協力会社は、市と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 優先交渉権者及び協力会社は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の公募手続における市の要望事項を尊重しなければならない。

（事業予定者の設立）

第3条 優先交渉権者は、本協定締結後、平成21年月日までに、事業予定者を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で設立し、その商業登記簿謄本、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを市に提出するものとする。

2 前項の場合、優先交渉権者は必ず事業予定者に出資しなければならない。優先交渉権者が保有する議決権の合計割合は、事業期間中、事業予定者の総株主の議決権の2分の1を超えなければならない。なお、〔参加資格確認基準日に応募グループの代表企業として明記された者（以下「代表企業」という。）〕は、事業予定者の総株主の議決権のうち最大の割合を保有し、事業期間中これを維持するものとする。

3 設立する株式会社の登記上の本店所在地は廿日市市内としなければならない。

4 事業予定者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに規定する事項を定めることにより事業予定者の発行する全ての株式を同法第2条第17号に定める譲渡制限株式としなければならない。かつ、同定款に会社法第326条第2項に基づき取締役会、監査役及び会計監査人を置く旨を定めなければならない。

- 5 優先交渉権者は、別紙 1 に定める数量の事業予定者の株式の引受を行う。
- 6 事業予定者の定款には、本件事業に関連のある事業のみを定めるものとする。

(株式の譲渡等)

- 第 4 条 優先交渉権者は、事業期間が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、市の事前の書面による承諾を得なければならない。
- 2 優先交渉権者は、前項に従い市の承諾を得て事業予定者の株式の処分を行う場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結後速やかに市に提出する。

(業務の委託、請負)

- 第 5 条 事業予定者による本件事業の実施に関し、優先交渉権者は、本件事業に関する業務のうち新水族館設計業務を [] に、新水族館建設業務を [] に、新水族館工事監理業務を [] に、新水族館の所有権移転業務を [] に、施設維持管理業務を [] に、駐車場運営業務を [] に、付帯事業に係る業務を [] に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 優先交渉権者は、事業契約が市と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結させるものとし、当該契約書等の原本証明付き写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、市に提出するものとする。
 - 3 第 1 項により事業予定者から業務を受託し又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

(事業仮契約の締結)

- 第 6 条 市及び優先交渉権者は、本協定締結後、平成 21 年 月 日までに、市と事業予定者との間において、事業仮契約を締結させるものとする。
- 2 市及び優先交渉権者は、募集要項に添付の事業契約書案の文言に関し、応募前に確定することができなかつた事項を除いて変更できないものとする。
 - 3 市並びに優先交渉権者及び協力会社は、事業仮契約締結後も、本件事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。なお、前 2 項の規定にかかわらず、事業契約の締結前に、本件事業又は事業契約の締結に関して、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、市は、事業予定者との間で事業契約を締結しないことができる。
- (1) 優先交渉権者及び協力会社のうちいずれかの者（以下「優先交渉権者等」という。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反し、又は優先交渉権者等が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条（事業者団体に対する規定）第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者等に対し、同法第 50 条（課徴金納付命令）第 1 項

に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 優先交渉権者等が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者等が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者等に対し、同法第49条(排除措置命令)第1項に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、優先交渉権者等に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条(独占的状态規制に関する同意審決)又は第67条(独占的状态規制に関する審判審決)の規定による審決(同法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(同法第77条(審決取消訴訟の出訴期間等)第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。ただし、審決の対象となる行為が、同法第2条(定義)第9項に定める不公正な取引方法のうち、昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号第6項で規定する不当廉売の場合、その他市が特に認める場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、優先交渉権者等に独占的状态があったとして行った審決に対して、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 優先交渉権者等の役員又は使用人について、刑法(明治40年法律第45号。)第96条の3(競売等妨害)若しくは同法第198条(贈賄)又は独占禁止法第89条(私的独占・不当な取引制限等の罪)第1項に規定する刑が確定したとき。
- 4 市は、前項各号に定めるもののほか、優先交渉権者等の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合には、優先交渉権者に対し、本件事業に係る提案金額のうち新水族館の設計及び建設に関する業務等の対価の100分の5に相当する金額を請求することができる。

(出資者保証書等)

第7条 優先交渉権者は、事業契約の締結の日において、別紙2の様式による出資者保証書を市に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する優先交渉権者以外の者から、別紙3の様式による誓約書を徴求して市に提出するものとする。

(準備行為)

第8条 優先交渉権者等は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本件事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができる。この場合、市は、必要かつ相当な範囲で、優先交渉権者及び協力会社の行うかかる準備行為に協力するものとする。

2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(資金調達)

第9条 優先交渉権者は、優先交渉権者が本件事業に関連して市に提出した提案書

に従い、事業予定者へ出資し、事業予定者への出資者を募り、また、事業予定者による借入その他の資金調達を実現させるために最大限努力する。

2 優先交渉権者は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、事業予定者に対して融資を行う金融機関等が決定した場合、かかる金融機関等の名称その他の詳細を直ちに書面により市に通知する。

(事業契約不調の場合の処理)

第10条 事由の如何を問わず、事業予定者と市との間で事業契約の締結に至らなかった場合、市並びに優先交渉権者(事業予定者を含む。以下、本条において同じ。)及び協力会社が本件事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、第6条第4項に規定する金額の請求を除き、市と、優先交渉権者及び協力会社は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(違約金)

第11条 本件事業又は事業契約の締結に関して、事業契約締結後に、優先交渉権者等に第6条第3項各号の事由が生じたときには、当該優先交渉権者等が連帯して、市の請求に基づき、提案金額のうち新水族館の設計及び建設に関する業務等の対価の100分の10に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、事業契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、市はその超過分につき賠償を請求することができ、当該優先交渉権者等は連帯してこれを支払う義務を負うものとする。

(秘密保持)

第12条 市並びに優先交渉権者及び協力会社は本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認するものとする。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本協定の変更)

第13条 本協定の規定は、本協定の全当事者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(本協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約書に定める本件事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して[(代表企業)]に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 15 条の規定の効力は存続するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 15 条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規定外事項)

第 16 条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて市並びに優先交渉権者及び協力会社が協議して定める。

[以下本頁余白]

以上を証するため、本協定書を2通作成し、市並びに優先交渉権者及び協力会社がそれぞれ記名押印の上、市及び[代表企業]が各1通を保有する。

平成21年 月 日

広島県廿日市市
廿日市市長 眞野勝弘 印

(住所)
[]会社(代表企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印

別紙 1

設立時の出資者一覧

平成 年 月 日

廿日市市長様

出資者保証書

廿日市市（以下「市」という。）及び[]（以下「事業者」という。）の間において、平成 21 年 月 日付けで締結された廿日市市新宮島水族館（仮称）整備事業契約書（以下「本契約」という。）に関して、株主である []、 [] 及び []（以下「当社ら」という。）は、貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、平成 21 年 月 日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 （1）本日時点における事業者の発行済株式総数は[]株であること。
（2）当社らの保有する事業者の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株は [] 会社が、 [] 株は [] 会社が、 [] 株は [] 会社がそれぞれ保有すること。
（3）当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は[]株であり、そのうち [] 株は [] 会社が、 [] 株は [] 会社が、 [] 株は [] 会社がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、構成員会社である当社らによって全議決権の 2 分の 1 を超える議決権が保有されており、かつ、代表企業たる の議決権保有割合が株主中最大であること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能となるように、その保有する議決権を行使すること。

5 当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合においても、貴市の事前の書面による承諾を得て行うこと。貴市の承諾を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。

6 当社らが保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの本出資者保証書と同じ様式の出資者保証書を徴求し貴市に提出すること。

以上

(住所)

[]会社(代表企業)

代表取締役

印

(住所)

[]会社

代表取締役

印

(住所)

[]会社

代表取締役

印

(住所)

[]会社

代表取締役

印

平成 年 月 日

廿日市市長様

誓約書

廿日市市（以下「市」という。）及び[]（以下「事業者」という。）の間において、平成 21 年 月 日付けで締結された廿日市市新宮島水族館（仮称）整備事業契約書（以下「本契約」という。）に関して、当社は、貴市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、[]株であること。
- 2 当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。貴市の承諾を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し貴市に提出すること。

以上

（住所）

[]会社

代表取締役

印